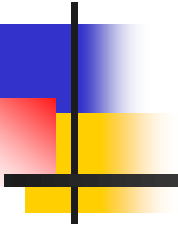


# 胎児性・小児性水俣病患者への 補償と社会福祉的課題



---

2024(令和6)年12月12日

NPO法人はまちどり

永野 いつ香

# 自己紹介

- ・1981年、水俣市生まれ。
  - ・1999年、熊本学園大学社会福祉学部入学。
  - ・大学1年の「医学一般」で水俣病研究と患者支援を行う原田正純医師から、水俣病事件を学ぶ。大学3年からはじまった「水俣学」講義を受講し「水俣病は未解決」と気づく。
  - ・2003年から茂道で聞き取り調査を開始。
  - ・2016年からNPO法人はまちどりで訪問介護。
- ・永野いつ香(2020)「胎児性水俣病世代の未認定患者への補償と福祉」『平和研究』54
- ・永野いつ香(2024)「胎児性・小児性水俣病患者への補償と社会福祉的課題：水俣市の訪問介護事業所での事例から」『環境と公害』53 (4)

# NPO法人はまちどり設立の経緯

・2010年、小児性水俣病患者家族が入院し、介護をヘルパーに依頼しようとしたが受入れ事業所不足のため、家政婦紹介所から家政婦を派遣した。水俣病患者への支援活動を行っていた、伊東紀美代氏（水俣病協働センター）と、加藤タケ子氏（前ほっとはうす施設長／現きぼう・みらい・水俣代表理事）が、故・中村倭文夫氏（熊本ふくし生協）に、水俣でのヘルパー事業所設立を依頼し、2010年10月設立。

## ・事業内容

介護保険、介護予防・日常生活支援総合事業、障害者総合支援、地域生活支援事業、胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業、福祉有償運送、くらしたすけあい事業

水俣病公式確認のきっかけとなった姉妹のうち  
姉は亡くなり、妹の田中実子さんは24時間介護

# NPO法人はまちどりの事業内容

○介護保険：8名

(訪問介護5名・日常生活支援総合事業3名)

○障害者総合支援：12名

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護)

○地域生活支援事業：3名

(熊本市・水俣市・出水市の移動支援)

○胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

・地域生活支援事業(在宅支援訪問・外出支援)：2名

・なじみホームヘルパー等養成支援事業：4名

熊本県HP参照 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/47/1718.html>

○福祉有償運送(法人が行う有償の移送サービス)：8名

# 介護業界の人手不足

・介護事業者(老人福祉・介護事業)の倒産が、2024年1-10月で145件発生した。これまで年間最多だった2022年の143件を上回り、2カ月残して過去最多を記録した。ヘルパー不足が深刻な訪問介護は、年間最多の72件に達し、デイサービスなどを通所・短期入所も高水準で推移している。2024年は介護事業者の倒産が年間170件を超えるペースで推移しており、社会的にも介護事業者の淘汰が深刻さを増している。

東京商工リサーチ [https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1199035\\_1527.html](https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1199035_1527.html)

- ・訪問介護の介護報酬は訪問時間分のみ。移動時間の賃金、燃料費は事業所負担。遠方だと移動時間と燃料費が負担。
- ・喀痰吸引など資格取得の費用負担と煩雑な事務手続き。
- ・2024年度報酬改定で訪問介護の基本報酬は引き下げ。

# 補償協定書における福祉と介護

補償協定書(1973.7.9)

## <前文7>

チツソ株式会社は、水俣病患者の治療及び訓練、社会復帰、職業あっせんその他の患者、家族の福祉の増進について実情に即した具体的方策を誠意をもって早急に講ずる。

## <本文>

四、以下の協定内容の範囲外の事態が生起した場合は、**あらためて交渉するものとする。**

## <協定内容> 三、**介護費**

救済法に定める介護手当(公害健康被害補償法が成立施行された場合は当該制度における前記介護手当に相当する給付の額)に相当する額を支払う。なお、同法が実施に移されるまでの間は救済法に基づく介護手当に月一万円の加算を行なう。

# 補償協定の介護費だけで事足りるのか

- ・2023年4月現在2,284名が認定。
- ・医療費(妊娠、歯科除く)は、全額を支払う。
- ・介護費は、重度の水俣病患者を家族が自宅で介護している場合、医師の診断書に加えて、患者センターが自宅訪問して認めると、月46,200円支払う。
- ・補償協定は、介護保険や障害福祉の前に成立したので、要介護度や障害支援区分を「重度の水俣病患者」の判断基準にしていない。同様の理由で、介護保険や障害福祉にかかる費用はみていない。
- ・2023年5月、患者団体の一つが補償内容の拡充を要望したがチツソは「協定に基づく給付を実施し、今後も継続する」と回答するにとどめた。



# 水俣病事件における福祉の議論

・1998年11月水俣市議会：川本輝夫市議会議員

「介護保険制度と公健法による介護手当給付との関連はどのようになるのか」、「介護保険制度による認定と公健法による介護認定の整合性は保てるのか」と質問。生活保健部長は「関連性は介護保険制度上でははっきりと規定されておりません」、「整合性についての判断は困難ではないかと認識しています」と回答。

・2024年9月水俣市議会：藤本寿子市議会議員

「胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業を被害者の実情に見合うよう適切に拡充する事と要望したが熊本県はどのように答えたのか」と質問。高岡市長は「ひとつずつできるところから拡充させていきたい。実務者レベルの意見交換の場を設けたいと回答がっております」と回答。ほか、患者要望書。

・2024年環境省マイクオフ問題以降の懇談の場にて

「水俣病の地域生活支援事業拡充」「明水園の利用拡充」など

# 環境省と熊本県水俣病保健課と厚生労働省

## ・環境省（1971年環境庁発足）

環境保健部は、公害によって健康被害を受けた方々の迅速かつ公正な保護を担当し、水俣病対策として、「公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定の申請」、「水俣病犠牲者慰霊式などの関連施策等」、「水俣病に関する総合的研究（脳磁計）」などを行っています。

## ・熊本県水俣病保健課（2006年4月から地域生活支援事業）

胎児性・小児性水俣病患者等の方々の地域における安心した日常生活の確保又は、社会参加の促進に資する活動（**外出支援、在宅支援訪問**など）を行う団体に対して補助を行っています。

## ・厚生労働省（2001年厚生省と労働省が統合され発足）

社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上を総合的に推進します。「介護・高齢者福祉」、「障害者福祉」などを行っています。

※環境省が担うべき事業が厚労省の制度に位置づけられている。

# 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

- ・障害者自立支援法を参考に利用者は1割負担とした。
- ・9割を負担するのは、環境省：熊本県＝8：2
- ・水俣芦北ネットワーク会議で、1割負担の見直しを提案。
- ・熊本県（環境省）の口頭での回答
- ・青天井になるので、1割負担を見直すことはできません。
- ・地域生活支援事業は、障害福祉サービスでは、補うことの出来ない範囲をカバーするための事業です。自立支援法を参考にしました現在の、障がい福祉サービスとは全く別の事業です。異なる点の例として、障害福祉サービスでは、障害の程度等に応じて、それぞれ計画を作成、検討、市町村がそれに応じて支給決定し、障害者の方に利用してもらう形を取っておりますが、水俣病の地域生活支援事業では、個人に対する支給量の決定等はせず、必要に応じて、素早くサービスを提供できる仕組みとなっております。障害福祉サービスで対応出来ない範囲をカバーする事業として、より柔軟に利用いただきたいというところがあるからです。

県職員の「1割負担は  
見直すことはできない」  
との説明から一転して  
蒲島知事は軽減の意  
向を示した。

熊本県の蒲島郁夫知事は、同県水俣市を訪れ、水俣病の被害者団体と懇談した。団体側からは高齢化する患者への支援を求める声が相次ぎ、蒲島知事は胎児性・小児性患者向けの県的生活支援事業を拡充し、来年度にも患者らの費用負担を軽減させる意向を示した。出典)毎日新聞2023年9月13日

# 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

・2024(令和6)年4月1日改正

## 「利用者の自己負担」

原則として、補助対象経費の1割について、利用者が自己負担を行うものとする。なお、住民税非課税世帯である者又は生活保護受給者若しくは境界層該当者及びこれに準ずると知事が認めた者の利用分については、利用者が自己負担を行わないものとする。ただし、自己負担の上限額は、要項の別表1に定める補助対象経費上限額の1割とする。

1割負担の文言は残しつつ、条件つきで自己負担を行わなくてもよい改正内容となった。

# 4つの事例

## ①Aさん(65歳の壁)

- ・昭和29年生まれ(小児性水俣病患者)
- ・身体障害者手帳2級1種、療育手帳A2
- ・障害支援区分4
- ・要介護1

障害者総合支援法から介護保険法に移行すると、サービス内容に制限が出て、人によっては自己負担が発生する。障害の発生機序は「公害」にあるので「加齢に伴って」生じる心身の変化に起因する疾病とは明らかに原因が異なる。65歳を境に介護保険に自動的に移行するのではなく、状況に応じた選択が必要。

## ②Bさん(40歳問題)

- ・昭和40年生まれ(胎児性水俣病患者)
- ・50歳代で脳梗塞発症して右半身麻痺。出水総合医療センター入院。退院後は明水園入所。
- ・2022年1月、「B氏が家に帰りたい」と、明水園サビ管と鹿児島県内ケアマネから電話あり、急遽在宅生活開始。
- ・特定疾病のため介護保険優先。要介護1。
- ・B氏のケースは、最初から介護保険なので「償還払い」はなく自己負担が大きくなる。
- ・水俣病の地域生活支援事業は「鹿児島県出水市に住所がある」ため利用できなかった。どの地域に住んでいても利用できるよう、環境省が全体を見直して改正すべき。B氏は、今も在宅生活を希望している。

### ③Cさん(水俣病未認定患者への補償と福祉)

- ・昭和36年生まれ(水俣病未認定患者)
  - ・身体障害者手帳1級1種
  - ・障害支援区分6
  - ・水俣病被害者手帳(臍帯値0.785ppm)
- ・在宅生活を希望するが、遠慮して重度訪問介護を利用する選択はしなかった。
- ・水俣市内の施設を希望したが空きがなかった。
- ・明水園に入所するには、認定患者であることが要件となる。施設種別を障害福祉サービス事業所(療養介護)としているのだから、水俣病未認定患者や障害者手帳取得者も利用できる施設へと転換する時期にきている。



#### ④Dさん(認定患者の介護費用負担の問題)

- ・昭和30年生まれ(胎児性水俣病患者)
- ・障害支援区分6
- ・2014年「おるげ・のあ」入所。
- ・2022年8月誤嚥性肺炎からの入院、胃ろう増設。
- ・2023年3月、協立病院退院。GH「おるげ・のあ」にて、訪問看護3事業所、重度訪問介護2事業所を利用。
- ・訪問看護の費用は、チツソに請求。
- ・重度訪問介護の費用は、国保連に請求。本来は被害補償に加えるべき福祉の部分がいつの間にか社会保障でまかなわれており、その状態が見直されることなく今日に至っている。環境省・熊本県・チツソが責任を持ち、介護費について見直すことが必要であろう。

# 水俣病未認定患者への補償と福祉

## ○水俣病未認定患者

- 家族や近隣住民にも同様の症状があるため、自身の症状の特異性に気付きにくい環境に育ち情報がないまま未申請。
- 症状に気がついたとしても「結婚できなくなる」「就職できなくなる」などの「差別」を恐れて未申請。
- 申請したが棄却され認定されなかった。
- 水俣病総合対策事業に申請し、医療手帳や被害者手帳を取得。こうした様々な理由で未認定患者として生きている人々の存在。  
(『平和研究』54号 永野論文より)

※ 検診すると、感覚障害、視野狭窄、震え、頭痛等、水俣病の症状はあるが水俣病とは認められていない。利用できる社会資源はわずかで、何らかの補償や制度の変更、そして福祉の充実に向けた対策が必要。すべての被害者に福祉(幸せ・豊かさ)を。

# 「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」

地域や出生年の線引きのため、特措法(2009年施行)に基づく救済対象から外れたり、情報不足のため申請できなかつたりした原告について、大阪地裁は幅広く救済した。 出典)熊日新聞2023年9月27日



# 水俣市の障がい者総数の増加

『水俣市勢要覧』より抜粋

年次 (昭和)	水俣市 人口	視覚障害		聴覚平行機能障害		音声言語機能障害		肢体不自由		計		総数
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
25	43,661	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	44,490	11	6	7	4	2	0	27	5	47	15	62
27	44,444	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	46,068	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	46,358	20	7	5	2	3	1	85	9	113	19	132
30	46,233	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	50,461	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	50,208	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	50,120	15	23	8	13	3	1	150	58	176	95	271

# 水俣病認定申請

- ・水俣病認定申請。
- ・疫学調査、神経内科、眼科、耳鼻咽喉科受診
- ・申請者とともに合理的配慮の観点から、ヘルパーの同席を熊本県職員に依頼したが、「平等でなくなるのでできません」と断られた。その後、疫学調査に関しては同席が認められた。
- ・保留ののち棄却。
- ・理由  
「あなたの検査所見として、両手首以下及び両足首以下の触痛覚低下がありました。ばく露の程度や確からしさ、あなたが呈している症候の性状等について総合的に検討を行った結果、あなたの有機水銀に対するばく露と症候との間の個別的な因果関係は認められませんでした」
- ・健康調査をしないまま、汚染の対象地域外としてしまったことで、申請しても認定されない人たちが出てきている。

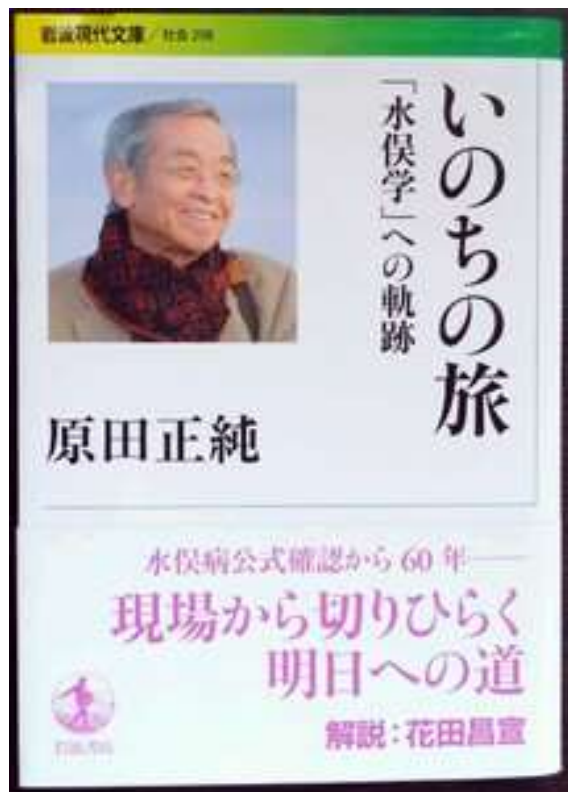
# 水俣病 不知火海沿岸の全域で早期の健康調査を要望

2024年11月27日熊本 NEWS WEBより抜粋

- ・2009年に成立した特別措置法では、住民の健康不安を解消するため、熊本県の水俣湾周辺などの住民の健康調査を実施することが定められている。
- ・2024年7月に、当時の伊藤環境大臣が2年以内に開始することを表明した水銀による健康影響の調査について、環境省は2025年度から、国が開発した脳磁計などを使った手法で少人数を対象にした試験的な調査を検討している。
- ・この手法について患者団体は、脳磁計などを使った手法は時間がかかり、被害者が高齢となって亡くなる人もいるなかでは適切でないと指摘したうえで、不知火海沿岸の全域で早期に実施できる手法を使い調査を行うよう求めている。「水俣病によってどれだけの人が困り、苦しんでいるか明らかにすることが大事だ。誰のために、何のために調査を実施するのか、原点に立ち返ってほしい」などと訴えている。

# 水俣学

## いのちの価値を大切に弱者の立場に立つ学問



問題を引き起こす社会構造があります。新たな公害や薬害を繰り返さないよう水俣病の歴史と経験に学び、「いのち」を大切にする視点を持ち、おかしいと気づいた時には声をあげて変えていきましょう。未来の子どもたちのために。ご清聴ありがとうございました。